

子供の居場所づくり事業の再開方針について（案）

放課後事業課

「子供の居場所づくり事業」のうち従来型の事業（CN常駐型、ルーム型Ⅰ・Ⅱ、学校等連携型）の再開につきましては、以下の方針とし、学校や保護者、関係者等に周知したいと考えております。

なお、新方式「放課後キッズルーム事業」は昨日（3月26日）より再開をしております。

<従来型の再開方針案>

■子供の居場所づくり事業のうち従来型の事業は4月中も引き続き休止し、5月の連休明けから順次再開することとする。（今後の感染拡大状況により更に休止を延長する場合もある）

（従来型を休止する根拠）

- ・再開するのにあたり感染拡大予防対策としてスタッフのマスク着用の徹底やアルコール消毒液により適宜除菌に努めたいと考えているが、継続的に実施するために必要な全スタッフ分のマスクと消毒液の確保が難しい。
- ・現在、学校と再開に向けて調整を進める中では室内は休止し、屋外（校庭）のみで実施してはとの意見が大半で、仮に屋外のみの実施だと学校の裁量による校庭開放とあまり大差がなくなり、事業を休止しても大きな影響が出ないと思われる。
（事業により開放した場合は、遊具の貸出し、見守り人員の配置が付加される）
- ・一方で新方式の「放課後キッズルーム事業」は、育成センターの補完的な役割も担っている事から再開する必要性が高い。なお、「放課後キッズルーム事業」の再開に必要なマスク等の確保はできており、受託事業者において衛生管理も行う事ができるとの返事をいただいている事から再開することとした。

（従来型の事業実施校区）15 校区

CN(コーディネーター)常駐型・・・安井小、甲東小、小松小、瓦林小、深津小
ルーム型Ⅰ(学校屋内のみ)・・・夙川小、北夙川小、上ヶ原南小、今津小
ルーム型Ⅱ(公民館)・・・西宮浜公、春風公、上甲子園公
学校等連携型(学校と連携)・・・南甲子園小、生瀬小、苦楽園小



参考（各地区青愛協で実施している子供を対象とした事業について）

地区青愛協で実施する子供を対象とした取組み（放課後子供教室等）につきましては、3月31日まで原則中止または延期を求めています。引き続き4月15日迄の協力を依頼します。今後の感染拡大状況によっては、更に16日以降についても協力をお願いする場合があります。

【問合せ先】教育委員会 放課後事業課

35-3651（内線：903651）